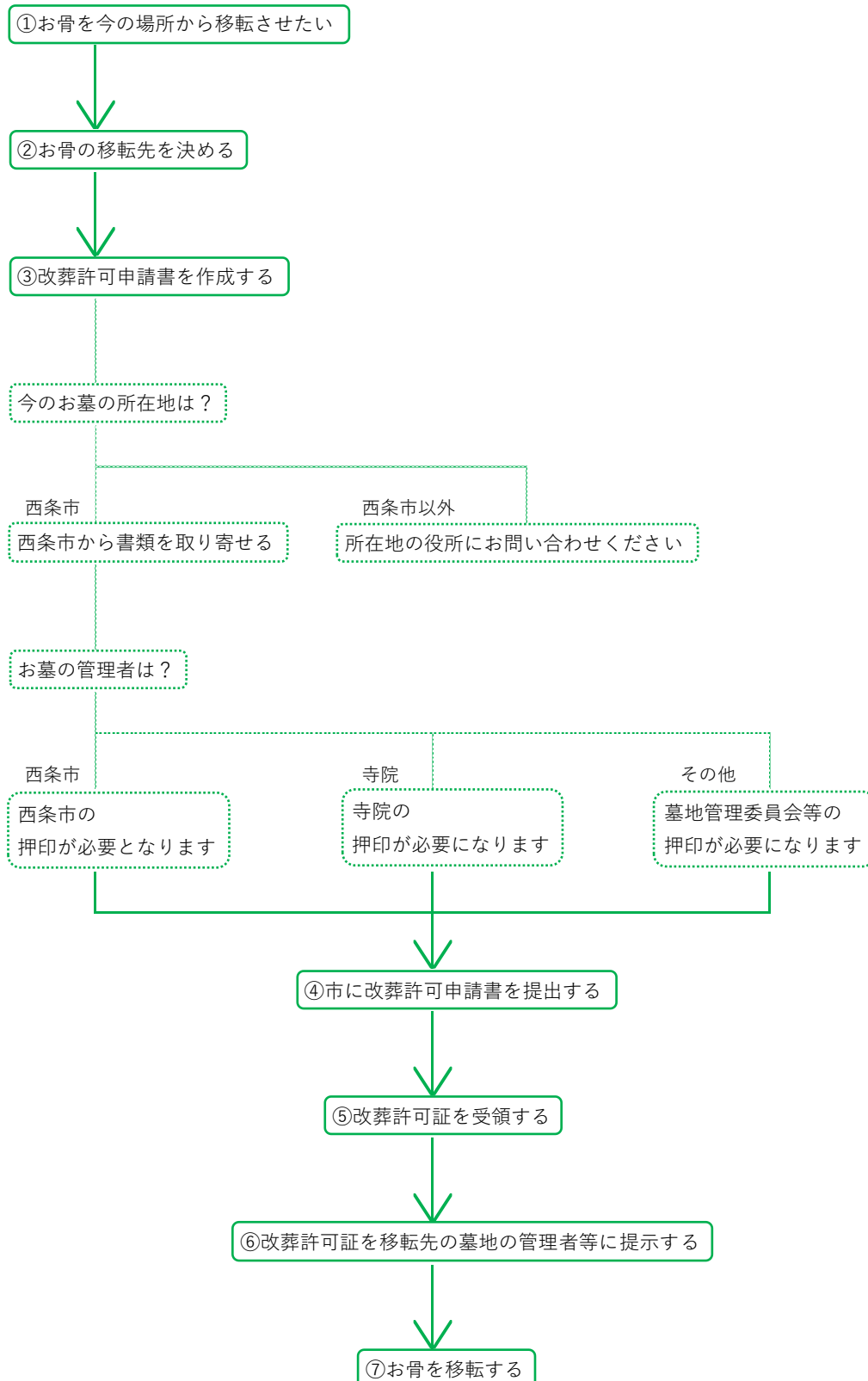


改葬（許可証）について

1. 改葬とは

- 一度埋葬してあるお骨を、今の場所から他の墓地等に移すことです。
- 改葬しようとする場合には「墓地、埋葬等に関する法律」（墓地埋葬法）第5条により、現在お骨が埋葬されている墓地所在地の市町村長の許可が必要になります。

2. 改葬の流れ



3. 市役所の手続きは

- 「改葬許可申請書」の用紙は西条市役所衛生施設課または西部支所環境課の窓口でお渡ししています。
- 必要事項を記入後、現在お骨が埋葬されている墓地の管理者（寺院の住職等）の記名押印を受けてから西条市役所衛生施設課または西部支所環境課の窓口へ提出していただきます。
- 申請を受けた課で記載内容を確認した後、不備がなければ3日以内に「改葬許可証」をお渡しします。

郵送での手続きを希望する方へのお願い

- 「改葬許可申請書」の用紙は郵送できますので、お問い合わせ先までご連絡ください。
- 申請書を郵送で提出していただく際に、返信用封筒（切手貼付し、宛先記載のもの）を同封してください。
- 記載内容を確認することがありますので、申請書の申請者の氏名の項目の下に、必ず電話番号を記入して下さい。

4. 申請書の記入要領

- 死亡者 … 埋葬されている方の本籍、住所、氏名並びに性別を記入します。（1枚の申請書で複数のお骨を移される場合には、○○○○他 □ 体 と記入します。）
 - 死亡年月日 … 埋葬されている方のお亡くなりになった年月日を記入します。
 - 埋葬または火葬の場所 … 現在埋葬されている墓地の所在地と名称を記入します。
 - 埋葬または火葬の年月日 … 埋葬された年月日を記入します。わからない場合は、火葬された年月日を記入します。
 - 改葬の理由 … 「遠隔地で管理が困難であるためお墓を移転する」等、理由を記入します。
 - 改葬の場所 … 改葬先の墓地の所在地と名称を記入します。
 - 申請者 … 申請する方の住所と氏名を記入し、氏名の横に押印します。死亡者との続柄は死亡者からみた続柄を記入してください。
 - 墓地管理者 … 現在埋葬されている墓地の管理者の住所と氏名を記入し、押印してもらってください。
- ※「改葬許可申請書」は、「改葬許可証」との2枚1組（複写）になっています。記入方法その他、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。
- ※複数のお骨を移される場合には、お骨それぞれに「改葬許可証」が必要な場合がありますので、事前に改葬先の墓地等の管理者に確認してください。

5. 添付書類等

- 申請者と死亡者の関係を示す書類（除籍謄本等）
- 改葬先の墓地等を使用することについて承諾する書類
- 改葬について、親族の同意を示す書類（同居以外の親族が望ましい。）

6. お問い合わせ先

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市役所 衛生施設課 衛生施設係

電話：0897-52-1221（直通）

電子メール：eiseishisetsu@saijo-city.jp

〒799-1371

愛媛県西条市周布349番地1

西条市役所 西部支所 環境課 生活環境係

電話：0898-64-2700（代表）

電子メール：seikankyo@saijo-city.jp

※電話でお問い合わせいただく際は、平日の8時30分から17時15分の間にご連絡ください。